

## 条 例

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十六号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業施行規程（平成八年埼玉県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「署名し、及び押印する」を「署名する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。